

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	埼玉東萌美容専門学校
設置者名	学校法人小池学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門	美容科	夜・通信	1500時間	160時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.toho-beauty.jp/information

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	埼玉東萌美容専門学校
設置者名	学校法人小池学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.toho-beauty.jp/information>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元金融機関支店長	2022年 12月12日～ 2025年 12月11日	組織運営体制への チェック機能
非常勤	元小学校校長	2024年 4月1日～ 2027年 3月31日	組織運営体制への チェック機能
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	埼玉東萌美容専門学校
設置者名	学校法人小池学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 美容師養成施設の授業科目は「美容師養成施設の指定規則」及び「美容師養成施設の教科課程の基準」に各授業科目の授業時数及び授業の目的や内容について示されているので、その基準に基づき授業計画書(シラバス)を作成している。 具体的には、授業開始前年度の11～12月にかけて教務担当者と授業担当者が基準の内容を確認し、授業担当者が1月末までに作成する。作成された授業計画書(シラバス)を教務担当者が2月末までに確認作業を行い、校長の承認を経て、3月末までに確定する。2025年度についても学生には4月当初のオリエンテーションにおいて公表するとともに、4月当初に本校ホームページで公表している。</p>											
授業計画書の公表方法	https://www.toho-beauty.jp/information										
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学修成果の評価については、授業計画書に記載された成績評価の方法・基準の通り、定期試験、授業受講の態度、成果物(技術点、提出課題)等の評価を点数化した上で、学生にあらかじめ示した評価判定基準に基づき、厳格かつ適正に単位の授与および履修の認定を行っている。評価判定基準は下記の通りとする。合否については、60点以上(C評定)を合格とし、59点以下(D評定)は不可とする。</p> <p>評価判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価(点)</th> <th>100～80</th> <th>79～70</th> <th>69～60</th> <th>59以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、学則第10条に規定している出席時数の基準を満たしていなければ、その教科科目の評価を受けることはできない。具体的には所定授業時間数の5分の4に達していない者は評価を受けることができない。 以上の通り、出席時数の基準を満たし、評価判定基準によりC評定以上の成績を修めた者に対し、単位修得の認定を行う。</p>		評価(点)	100～80	79～70	69～60	59以下	評定	A	B	C	D
評価(点)	100～80	79～70	69～60	59以下							
評定	A	B	C	D							

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
 成績評価における客観的な指標は、当該年度で履修した課目の成績評価を点数化し、履修課目の合計点の平均により指標となる数値を算出する方法により行う。
 客観的な指標の算出方法は、2025年度においては、4月当初のオリエンテーションにおいて配付した学生生活心得により公表するとともに、4月当初にホームページで公表している。
 上記の方法により算出した指標の数値をもとに、前期分は9月末、後期分及び当該年度分は2月末までに成績集計表を作成し成績分布状況の把握を行うとともに、学生の学習達成度の指導や成績優秀者の選考に活用するなど適切に実施している。

客観的な指標の算出方法				
当該年度履修課目合格点 指標の数値 = $\frac{\text{---}}{\text{---}}$ (平均点) 当該年度履修課目数				
学科名	美容科	学年	●年	学生数 ◆名
成績の分布				
指標の数値 (平均点)	100~80	79~70	69~60	59以下
評定	A	B	C	D
人数	▲名	○名	■名	0名

下位 1/4 に該当する人数 ◇名
 下位 1/4 に該当する指標の数値 ▼点以下
 (ただし、下位 1/4 を算出するため同点の場合、小数点第 1 位で判断)

客観的な指標の算出方法の公表方法 <https://www.toho-beauty.jp/information>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)
 卒業認定は、本校学則第 22 条第 2 項に定める、所定の 2 年の課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、卒業に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月に行われる卒業認定会議での協議を経て、校長が認定を行う体制が整っている。
 卒業認定の方針としては、美容師国家資格取得のために必要な知識及び技術力を修得し、本校学則第 1 条 (目的) に掲げる「実践力のある美容師」として基本となる能力を身に付けた者に「専門士」の称号を授与するとともに卒業の認定を行う。
 卒業認定については、2025 年度においては 4 月当初のオリエンテーションにおいて配付する学生生活心得により学生に公表するとともに、4 月当初に本校ホームページで公表している。

卒業の認定に関する方針の公表方法 <https://www.toho-beauty.jp/information>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	埼玉東萌美容専門学校
設置者名	学校法人小池学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.toho-beauty.jp/information
収支計算書又は損益計算書	https://www.toho-beauty.jp/information
財産目録	https://www.toho-beauty.jp/information
事業報告書	https://www.toho-beauty.jp/information
監事による監査報告（書）	https://www.toho-beauty.jp/information

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門	美容科	○	-		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010 単位時間/単位	630 単位時間	単位時間 /単位	1380 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2010 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		89人	0人	5人	9人	14人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>美容師養成施設の授業科目は「美容師養成施設の指定規則」及び「美容師養成施設の教科課程の基準」に各授業科目の授業時数及び授業の目的や内容について示されているので、その基準に基づき授業計画書（シラバス）を作成している。</p> <p>具体的には、授業開始前年度の11～12月にかけて教務担当者と授業担当者が基準の内容を確認し、授業担当者が1月末までに作成する。作成された授業計画書（シラバス）を教務担当者が2月末までに確認作業を行い、校長の承認を経て、3月末までに確定する。2025年度についても学生には4月当初のオリエンテーションにおいて公表するとともに、4月当初に本校ホームページで公表している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学修成果の評価については、授業計画書に記載された成績評価の方法・基準の通り、定期試験、授業受講の態度、成果物（技術点、提出課題）等の評価を点数化した上で学生にあらかじめ示した評価判定基準に基づき、厳格かつ適正に単位の授与及び履修に認定を行っている。評価判定基準は下記の通りとする。可否については、60点以上（C評定）を合格とし、59点以下（D評定）は不可とする。</p>

評価判定基準

評価 (点)	100～80	79～70	69～60	59 以下
評 定	A	B	C	D

また、学則第 10 条に規定している出席時数の基準を満たしていなければ、その教科課目の評価を受けることはできない。具体的には所定授業時間数の 5 分の 4 に達していない者は評価を受けることができない。

以上の通り、出席時数の基準を満たし、評価判定基準により C 評定以上の成績を修めた者に対し、単位修得の認定を行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業認定は、本校学則第 22 条第 2 項に定める、所定の 2 年の課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、卒業に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月に行われる卒業認定会議での協議を経て、校長が認定を行う体制が整っている。

卒業認定の方針としては、美容師国家資格取得のために必要な知識及び技術力を修得し、本校学則第 1 条 (目的) に掲げる「実践力のある美容師」として基本となる能力を身に付けた者に「専門士」の称号を授与するとともに卒業に認定を行う。

卒業認定については、2025 年度においては 4 月当初のオリエンテーションにおいて配付する学生生活心得により学生に公表するとともに、4 月当初に本校ホームページで公表している。

進級認定は、第 10 条に定める学習の評価に基づき 1 年次の課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、進級に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月に行われる進級判定会議での協議を経て、校長が認定を行う。

進級認定の方針は、美容に関する体系的な知識と技術を修得した者に進級の認定を行う。

学修支援等

(概要)

学年定期試験、検定試験の結果を踏まえ、成績のすぐれない学生に対し、補習授業を実施している。1 年次 4～5 回程度、2 年次 4～7 月週 2 回程度、9～3 月毎日実施。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
34 人 (100%)	0 人 (0%)	34 人 (100%)	0 人 (0%)

(主な就職、業界等)
美容室等の美容業界

(就職指導内容)

1 年次より就職指導担当者による個別面談を行い、本人の希望、資質等を把握した後、応募企業決定。面接指導及び応募書類等の作成指導を行う。

美容業界・企業の方に来校して頂き、就職活動についての心構えや業界研究についての講演（セミナー）を実施している。また、企業の求人担当者による合同会社説明会を開催している。

（主な学修成果（資格・検定等））

2024年度

資格・免許等の名称	受験者数	合格者数	合格率
【国家資格】			
美容師国家試験 昼間課程(令和7.3.31発表)	34	29	85.3%
美容師国家試験 通信課程(令和6.9.30発表)	13	12	92.3%
美容師国家試験 通信課程(令和7.3.31発表)	3	3	100%
【その他の資格・免許等】			
日本エステティック協会 認定フェイシャル・ボディエステティシャン	6	6	100%
日本メイクアップ連盟メイクアップ検定3級	33	30	90.9%
日本メイクアップ連盟メイクアップ検定2級	10	5	50.0%

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
69人	6人	8.7%
（中途退学の主な理由） 通信制美容科への編入、進路変更等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 入学前プレカレッジの実施 クラス担任による本人との個別面談及び保護者との面談実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	100,000 円	399,000 円	345,000 円	施設費 133,000 円 実習費 212,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.toho-beauty.jp/information		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 卒業生、地域住民、企業等が委員として参画する学校評価委員会を設置し、本校が実施する自己評価に基づいて、学校関係者評価を実施する。委員会の結果については、報告書に取りまとめた後、校長に提出され、ホームページ上で公表する。 委員会の評価結果を踏まえた改善方策については、校長を責任者としてその改善内容に応じて適切な時期に行う。具体的には、緊急性の高い事案については速やかに改善に取り組み、当該年度内に行うものについては年度内(3月末)までに改善を完了する。また、次年度以降あるいは中長期の計画に基づき行うものに関しては、実施時期を含む実施計画を作成し改善に取り組む。 評価する項目は①教育理念・目的・育成人材像等、②学校運営、③教育活動、④教育成果、⑤学生支援、⑥教育環境、⑦学生募集と受け入れ、⑧財務、⑨法令等の遵守、⑩社会貢献の10項目である。 委員会は定数5名で、関連業界関係者、教育に関し知見を有する者、卒業生、地域住民代表等により構成される。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
株式会社 Raise 代表取締役	2024年4月1日～ 2026年3月31日	関連業界関係者
武蔵野星城高等学校 校長	2024年4月1日～ 2026年3月31日	教育に関し知見を有する者
在校生保護者	2024年4月1日～ 2026年3月31日	在校生保護者
卒業生代表	2024年4月1日～ 2026年3月31日	卒業生
地域住民代表	2024年4月1日～ 2026年3月31日	地域住民
学校関係者評価結果の公表方法		

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.toho-beauty.jp/information
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.toho-beauty.jp/information
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H111322200041
学校名 (〇〇大学 等)	埼玉東萌美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人小池学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		11人 (0) 人	- (0) 人	11人 (0) 人
内訳	第Ⅰ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	-	-	
区分外 (多子世帯)	0人	0人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				11人 (0) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限る。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）、及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限る。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）、及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	後半期	0人
		0人		0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期 後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期 後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。